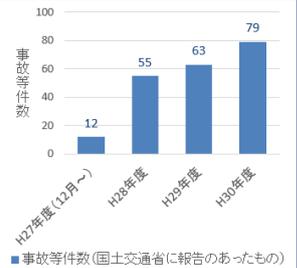


● 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)

背景・必要性

- 近年、無人航空機は利活用が進む一方で、**航空法違反事案や事故が頻発**。**所有者が分からず原因究明や安全確保のための措置を講じさせることができない場合**があることが課題。

※航空法違反による検挙数 : 36件 (H28年) → 82件 (H30年)
 ※国土交通省への事故報告数 : 55件 (H28年度) → 79件 (H30年度)



- 空港周辺での**無人航空機らしき物体の目撃情報が原因の滑走路閉鎖事案等**が発生し、滞留者の発生、欠航等により**航空の利用者や経済活動に多大な影響**。

※関西国際空港での無人航空機らしき物体の目撃事案 : R1.10.19(37分間)、11.7(100分間)、11.9(70分間)



➡ **無人航空機の所有者等の把握や空港の機能確保の強化が必要**

改正案の概要

① 無人航空機の登録制度の創設

(航空法の一部改正)

- 所有者は、**氏名・住所等や機体の情報を国土交通大臣に申請**。
- 国土交通大臣は**安全が損なわれるおそれがある無人航空機の登録を拒否**。登録した機体については**登録記号を通知**。
- 無人航空機は**登録を受け**、かつ、**登録記号の表示等**をしなければ**飛行を禁止**。
- 安全上の問題が生じた無人航空機に対し、国土交通大臣が**是正命令**。
- 登録事項変更時の**変更届出**、登録の**更新**、不正時の**取消等**の制度を整備。



➡ **無人航空機の所有者等の把握、危険性を有する機体の排除等を通じた無人航空機の飛行の安全のさらなる向上**

② 主要空港における小型無人機等の飛行禁止と違反に対する命令・措置

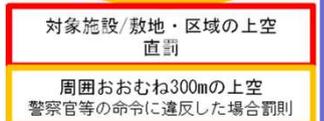
(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正)

<飛行禁止のイメージ>

- 国土交通大臣が指定する**空港周辺の上空での空港の管理者の同意を得ない小型無人機等の飛行を原則禁止**。



- 違反に対し警察官等により以下の命令・措置を実施
 - ・**機器の退去その他の必要な措置をとるよう命令**すること
 - ・**やむを得ない限度で飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとること**



- 空港管理者も巡視や滑走路閉鎖に加え**、一定の範囲で**命令や飛行の妨害**その他の必要な措置の実施。

➡ **空港における小型無人機等の飛行による危険の未然防止対策の強化**

③ 空港管理における機能確保の強化

(航空法の一部改正)

- 空港等の設置者が施設を管理するための基準として**、以下を追加。
 - ・**空港等における無人航空機の飛行や自然災害※が発生した際の措置**
 - ・②の指定を受けた空港の管理者が実施する**巡視、滑走路の閉鎖等の措置** 等

※大規模災害時に空港機能が維持困難となった事案を踏まえ、空港管理者による災害時の対応も強化

➡ **無人航空機の飛行や自然災害に対する空港の対応力の強化**

【目標・効果】

無人航空機の飛行の安全を確保する。

(KPI)登録無人航空機の事故等の発生率※ : 登録制度導入(2021年度)から2023年度までに半減

※登録無人航空機1万台当たりの事故等の発生件数